相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡長泉町中土狩六七六番地四、最後の住所静岡県駿東郡長泉町中土狩六七六番地の四　サンハイツ静山荘三―E

被相続人　亡　入手　康仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十一日

静岡県沼津市魚町一三番地　沼澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　相良　優太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市片田井戸町一七一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉川　治樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十一日

三重県桑名市寿町三丁目一一番　太平洋桑名ビル六階　伊勢湾総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松井　太一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市広畑区北河原町一一番地二、最後の住所兵庫県姫路市広畑区北河原町一一番地二　被相続人　亡　志岐　文彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十一日

兵庫県姫路市北条一丁目二八五―一〇　相続財産管理人　立花　隆介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区熊内町三丁目三三番地、最後の住所神戸市中央区港島中町三丁目一番地二神戸ポートビレジ一号棟二三三号　被相続人　亡　颯田　修二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十一日

兵庫県神戸市中央区多聞通二丁目一番七号　法友会館四階　多聞法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中川　勘太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市北堀町一五九番地四、最後の住所島根県松江市古志原一丁目一二番三七号コーポ白亜二〇三号室　被相続人　亡　白根　正紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十一日

島根県松江市法吉町五八五番地五　伊藤司法書士事務所　相続財産管理人　伊藤　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市西久保町一七九番地、最後の住所広島県福山市多治米町五丁目一二番一三号　被相続人　亡　竹田　郁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十一日

事務所広島県福山市若松町二番九号加藤ビル一階　相続財産管理人　弁護士　池田　佑介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市川副町大字西古賀三二八番地第二イ、最後の住所佐賀県佐賀市川副町大字西古賀三二八番地　被相続人　亡　西村健次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十一日

佐賀県佐賀市中の小路七―二一　相続財産管理人　田代　英毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市泉崎一丁目一四番地六、最後の住所沖縄県那覇市安謝二丁目一五番二―六〇七号安謝市営住宅　被相続人　亡　伊波　寛勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十一日

沖縄県浦添市西原二丁目一一番一一号　相続財産管理人　稲嶺　潤一

無縁墳墓等改葬公告

この度、納骨壇使用者等整理のため、墓地及び納骨壇使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年八月三十一日

一、墳墓等所在地　鹿児島市唐湊一丁目三二九〇番地二

一、墳墓等の名称　公益財団法人　新生田上霊園　唐湊霊場

一、使用者、死亡者の本籍及び氏名　丸野影光、別府一義、楠原利治、坂口末男、川口秀雄、井之上節智、黒江久美子、渡辺雅恵　死亡者の本籍及び氏名全て不詳

一、改葬を行おうとする者　鹿児島市田上台一丁目二一番一号　公益財団法人　新生田上霊園　代表理事　平山　義夫

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年八月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月三十一日

東京都中野区中野四丁目一〇番二号　キリン株式会社　規約型確定給付企業年金清算人　中村　暁

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年８月31日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社タカハシ防水工業　②東京都知事(7)54849　③代表取締役　高橋明征　④東京都江戸川区松本１丁目30番３号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江戸川区松本１丁目30番３号　有限会社タカハシ防水工業　清算人　高橋明征

①日建総合コンサルタント株式会社　②愛知県知事(3)19516　③代表取締役　内田勝司　④愛知県名古屋市中区栄一丁目22番16号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市中区栄一丁目22番16号　日建総合コンサルタント株式会社　代表取締役　内田勝司